

会議録

会議の名称	令和6年度 第3回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	令和7年1月22日（水） 19：00～20：15
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 502・503会議室
出席者	熊田委員、篠宮委員、三輪委員、三上委員、長尾委員、武田委員 渡邊委員
議題	諮問事項 「地域生活支援事業のあり方について」
会議資料の 名称	次第 資料1 地域生活支援事業の見直し 資料2 地域生活支援事業サービス内容の見直し及び加算項目の設定等 について 資料3 地域生活支援事業における報酬単価・利用者負担の見直しにつ いて 参考資料 地域生活支援事業における報酬単価・利用者負担の見直しに ついて（第2回資料3） 答申（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
■開会 定足数を満たしているため、会議成立。傍聴希望なし。 ■次第2 第2回審議会の会議録（案）の確認 修正を反映させていただく。 ■次第3 議題 諮問事項 「地域生活支援事業のあり方について」 事務局から、資料の説明および前回審議内容の振り返りを兼ねて、答申（案）作成に至った理由について説明。 【質疑応答】 ○A委員 利用者や事業者のニーズに答える形で議論を進めることができたと感じているが、今回の制度変更に伴い、財政面で全体として大きな増減はないか。 ○事務局 加算の新設や報酬単価の値上げにより、市の支出は増える。一方で併給制限の見直しや入浴サービスにおける利用者負担の徴取、国の負担割合が大きい自立支援給付の利用などにより、財政負担が増える中でも、一定の抑制はできるかと考える。	

○B委員

報酬単価や加算の設定が30分単位で区切られているが、運用にあたって、現場で混乱しないか。

○事務局

これまでも時間による区分はあったが、それがより細くなるため、移行期間を設けて丁寧に説明し、注意点を喚起していく。また、様式についても分かりやすいものにしていきたい。

○C委員

人材不足の現状があり、良い制度を作っても運営できないおそれがあることについて、前回の会議で指摘したが、そのあたりも課題として認識されている。ただ、具体的にどうするのか、システム作りが大切だと思う。本当に必要としている人に、このようなサービスが浸透するのか。資料の中では「障害のある方」という表現が多く、障害者・児としての認定を受けた人が対象になっていると思うが、小学校では、障害があると思われるものの認定を受けていない、あるいは、認定を受けたくない子どもも多い。そのような子どもこそ、ケアが必要ではないか。決めつけてはいけませんが、子ども以外に保護者も障害を持っているケースがあり、その場合、なおさら支援が届きにくい。極端な例では、ゴミ屋敷になっていたり、生活が回っていなかったり、不透明な状況で子ども家庭支援センターや警察などの世話になる事例も複数経験している。

○事務局

まず、障害児については手帳を取得していなくても、診断書があればサービスを利用できる。一方で、子どもの障害を保護者が受容できないこともあるが、健康課で実施しているステップアップミーティングなどで関係機関が意見交換を行い、支援方法を模索している。親に障害がある家庭については、重層的支援体制整備事業により、庁内で関連部署が連携して取り組んでいく。

○C委員

情報提供が円滑に行われればよいが、非常にデリケートな内容になるため、親が情報提供を渋ったり、「なぜ知っているのか」等と情報漏洩を疑い、支援者に対して壁を作ってしまうことがある。しかし、広く情報を共有しないと助けられないため、ジレンマを乗り越えてぜひ進めてほしい。

○D委員

情報共有については、個人情報の観点を整理しながら進めていくことが必要である。

○E 委員

地域生活支援事業は、各自治体が独自に制度設計できる事業であり、今回久しぶりに見直しを試みたことや、定期的な見直しを実施することは大変良いと思う。ただ、東京都の最低賃金が毎年50円程度上がったり、その他の物価上昇も著しく、事業者としては大変苦しい状況がある。そのため、これらの上昇率に対応できるよう、そのつど見直しを検討することで、人材確保が可能となり、事業所が継続的に運営していける環境を整備できると考える。

○事務局

報酬の見直しは、自立支援給付の3年に1度の改定に応じて行っていく。定期的な改定のほかに臨時改定があった際は、それにも応じて変更していく予定である。

○E 委員

資料1は一般に公開されるのか。表記について一部疑義があるので確認をお願いしたい。

○事務局

当審議会の資料としては公開される。表記については確認する。

○F 委員

30分単位の報酬区分については、扱いが大変かとも感じたが、これまでのざっくりした区分より適切な設定になったと思う。事務局から説明があったように、移行期間を設けて、しっかり周知していくことが大切。その他、障害受容が難しいという話があったが、認知症の方に対する支援でも同じことが言える。本人は支援の必要性を理解できなかったり、忘れてしまう。そのような状況でも実際に支えていくことが大切なので、支援者の負担にならないよう制度を作っていく。大変な家庭はいろいろな課題を抱えていて、これらを支えられるのは行政しかないと思うので、しっかり取り組んでほしい。

○事務局

8050、9060問題など、様々なケースが増えている。重層的支援体制整備事業により、庁内のみならず関係機関も交えて支援していきたい。周知をさらに進めて、市民を支えられるよう努力していきたい。

○D 委員

国が提唱する地域共生社会を、西東京市としてどう展開していくのが大切。重層的支援体制整備事業を作ったが、それが本当に適切に機能するよう検証し、より良いものにしていきたい。そのためには、どのように情報共有を行うかなどの観点が重要になる。

○G 委員

人材不足について聞いていたので、報酬単価の改定などにより事業所に人が集まるよう、ぜひ対応していただきたい。

○D委員

利用者の利便性を高めながら、かつ、事業者の報酬も上げて、持続可能な体制を作るという難しい課題であるが、今回の見直しにより、高い確率で実現できるのではないか。ただ、どれだけ良い改革を行っても、しっかり周知しなければ意味がないし、個人情報の問題もある。今後は随時見直ししながら進めていくことが大切。障害福祉の枠組みを超えて、市の福祉全体で考えていってほしい。

続いて、事務局から答申（案）について説明。

【質疑応答】

○C委員

答申案では一括して「障害のある方」という言葉が使われているが、資料では知的障害、精神障害、身体障害、重度障害、難病など具体的な障害の種類が書かれている。答申案における「障害」とは、どこまで網羅しているのか分かりづらい。

○事務局

サービスによって対象としている障害の種類が異なるため、資料では具体的に記載したが、地域生活支援事業の見直しに係る答申案においては、すべての障害種別を包含しているという考えのため、一括した表現を用いている。

○D委員

答申における「障害」という言葉について、注釈をつけることは可能か。

○事務局

「障害」という言葉の中には、これまで話題に上がったすべての障害種別が含まれると考えている。逆に、定義づけしてしまうとかなり複雑で、分かりにくい内容になってしまう。

○D委員

「障害」という言葉の定義について、地域生活支援事業に関する法律を確認してほしい。法律の中で、すべての障害種別を含む言葉として定義づけされていれば、このままの表現で構わない。

○事務局

法律における定義を確認する。

○D委員

その他の点については、この答申案の内容でよろしいか。

○委員一同

了承

○D委員

諮問事項についての審議は以上で終了とする。

○事務局

本日いただいた意見をふまえ、会長と調整の上、答申を確定する。明日令和7年1月23日に会長から市長に対して、答申書の交付を予定している。確定した答申については、後日送付させていただく。

■閉会